

広島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

内海三津線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市安浦町大字赤向坂字長松一〇二九四番一 地先から 呉市安浦町大字女子畑字城宮一〇一九四番一 地先まで	一二・三〇〇 四九・二〇〇	一二・三〇〇 五三・八〇〇	一、二五六 〇七〇	一、一三七 〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件一、 〇九四・〇〇 メートル
	一、二五六 〇七〇	一、二五六 〇七〇			